

2025年度、盛岡監督署における行政運営の重点課題について

岩手県の一人平均年間総実労働時間は減少傾向が継続しているものの全国平均より長く、盛岡監督署管内でもいまだ違法な時間外労働が散見され、精神障害の労災認定は増加しているほか、令和6年度適用開始業務等の事業場（建設事業、自動車運転者、医師）の中には、取引慣行等個々の事業主の努力だけでは見直すことができない事情を要因とする長時間労働も認められることから、引き続き、過重労働による健康障害の防止対策の一層の徹底及び長時間労働の削減に向けた支援を推進していく必要があります。また、当署の休業4日以上労働災害は減少傾向にあるものの、転倒災害は増加しており、引き続き、転倒防止対策を含め労働災害防止対策に係る各種の取組を積極的に進めていく必要があります。

これらの状況から、令和7年度に盛岡監督署が取り組む重点課題は

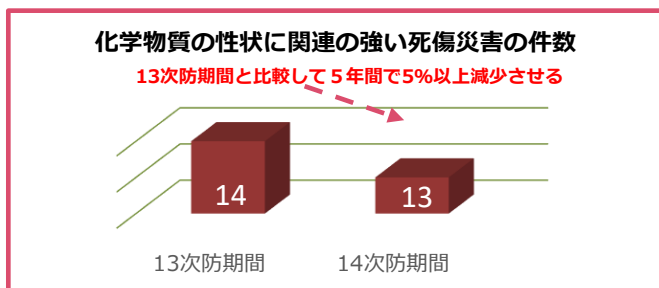
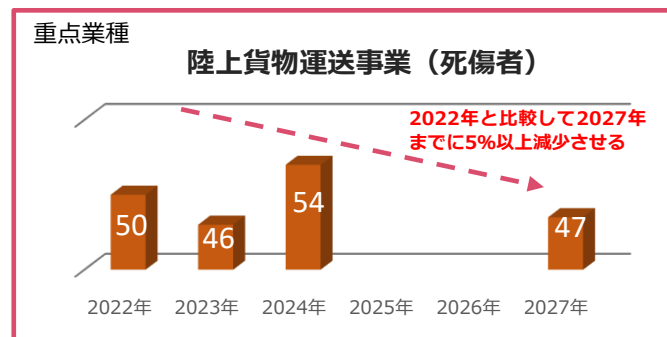
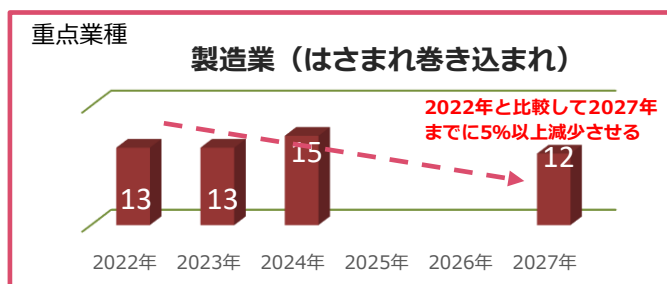
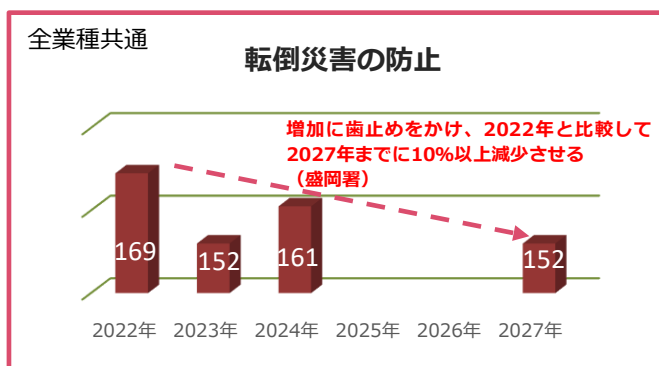
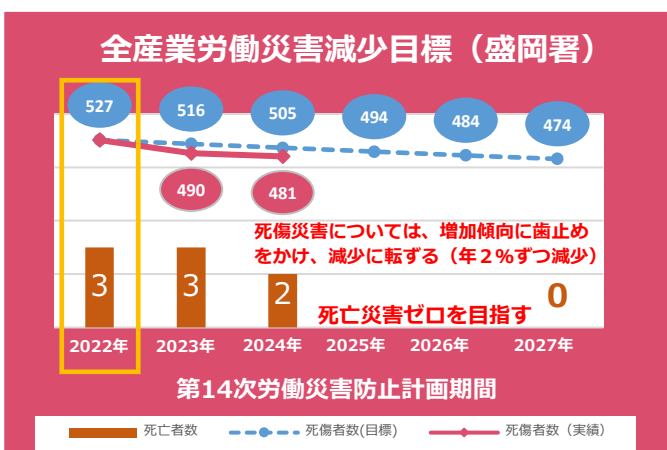
- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止

として、積極的かつ懇切丁寧な行政展開を進めて参りますので、皆様方にはご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

2025年度、第14次労働災害防止計画（14次防）の3年目です！

令和5年度から令和9年度までは「第14次労働災害防止計画期間」であり、本年度は3年目となります。

14次防では、事業場が取り組むべき安全衛生対策とその実施率の目標値となる「アウトプット指標」、その指標を達成した結果として期待される成果を「アウトカム指標」として定め、これらに取り組むことにより、全体として労働災害を減少させることとしており、盛岡監督署では目標を達成するために各種労働災害防止活動を展開しておりますが、令和6年度の結果は以下のとおりとなっております。



職場における熱中症対策の強化について R7.6.1～改正労働安全衛生規則が施行

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン 4月は準備期間、5月～9月はキャンペーン期間

昨今の職場における熱中症の増加及び死亡災害等重篤な災害の多発を踏まえて、「熱中症を生ずるおそれのある作業」として労働安全衛生規則に新しく条文が規定され、熱中症予防対策が強化されます。その概要は、

ア、熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

イ、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の整備

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

となり、**体制整備、手順作成、関係者への周知**が事業者には義務付けられます。

対象となるのは、「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業です。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する



▶令和7年度の「熱中症クールワークキャンペーン」が始まっています！

本キャンペーンを通じ、全ての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づき、次のとおり重点的な対策の徹底を図りましょう。

- ①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対し、医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（概算値）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に室温を下げ	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新入職者や休み明け労働者は別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 巡回を頻密に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周囲が異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を止め、 身体を涼まして経過 することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急医療を要請）	

重点取組期間
7月
にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急医療を要請

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができます！

「確かめよう労働条件」を使うと、以下の4つの機能で電子申請が便利になります。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ①内容の異なる協定等の一括届出機能 | → 作業負担の軽減 |
| ②本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 | → ファイル作成が不要 |
| ③届出先の労働基準監督署の自動選択機能 | → 検索作業が不要 |
| ④次回届出時のリマインド・複写機能 | → 次回届出を効率化 |



対象手続きは、36協定届（様式第9号、9号の2、9号の3）
1年単位の変形労働時間制に関する協定届
就業規則（変更）届

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトにアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件 検索

